

令和7年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都 道 府 県 名	群馬県
市 町 村 名	吉岡町

地方公共団体コード	¹ 1	0	3	4	5	⁶ 4
表番号・行番号	⁷ 0	0	0	0	0	¹¹ 0
市 町 村 判 別 コ ー ド	特定市・・・1 特定市以外の市町村・2					¹²
団 体 区 分 コ ー ド	¹³					¹⁶ 3

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7 6	8 9

第69表 納税義務者数に関する調

都 道 府 県 名

群馬県

市 町 村 名

吉岡町

区 分 個 人・ 法人の別	行 番 号			(1)	(2)	(3)		
				総 数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)		
個 人	9	0	1	0	12	21	30	38
		0			169	68		101
法 人		0	2	0	696	302		394
合 計		0	3	0	865	370		495

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	0

第70表 償却資産の価格等に関する調（市町村計）

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

種 類		行 番 号		(1)	(2)	(3)	(4)
				決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	課 税 標 準 額 の 内 訳 課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ) 以外のもの (ロ) (千円)
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	9	0 1 0	12 6,166,725	25 6,153,054	38 2,735	51 6,150,319
	機 械 及 び 装 置		0 2 0	5,149,644	4,748,204	102,129	4,646,075
	船 舶		0 3 0		0		
	航 空 機		0 4 0		0		
	車 両 及 び 運 搬 具		0 5 0	66,551	66,551		66,551
	工 具 , 器 具 及 び 備 品		0 6 0	2,538,764	2,536,324		2,536,324
	小 計 (ハ)		0 7 0	13,921,684	13,504,133	104,864	13,399,269
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの		0 8 0	3,982,500	3,892,498		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの		0 9 0	42,837	32,827		
	小 計 (ニ)	1	0 0 0	4,025,337	3,925,325		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1	1 0				
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1	2 0	17,947,021	17,429,458		
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1	3 0		17,429,458		
	道 府 県 分 の 額	1	4 0				

地方公共団体コード						表番号	
1	1	0	3	4	5	4	7 7 1

第71表 償却資産の価格等に関する調（個人分）

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

種 類		行 番 号			(1) 決 定 価 格 (千円)		(2) 課 税 標 準 額 (千円)		(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳 課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(イ) (千円)		(4) (イ) 以外のもの (ロ) (千円)	
市町 村長 が価 格等 を決 定し たも の	構 築 物	9	0	1	0	12	142,044	25	142,044	38	51	63 142,044
	機 械 及 び 装 置	0	2	0			446,564		446,564			446,564
	船 舶	0	3	0					0			
	航 空 機	0	4	0					0			
	車 両 及 び 運 搬 具	0	5	0					0			
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0	6	0		56,866		56,866				56,866
	小 計 (ハ)	0	7	0		645,474		645,474		0		645,474
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決 定し、配分したもの	0	8	0								
	道府県知事が価格等を決 定し、配分したもの	0	9	0								
	小 計 (ニ)	1	0	0		0		0				
法第743条第1項の規定により道府 県知事が価格等を決したものの(ホ)		1	1	0								
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1	2	0		645,474		645,474				
同内	市 町 村 分 の 額	1	3	0				645,474				
上訳	道 府 県 分 の 額	1	4	0								

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	2

第72表 償却資産の価格等に関する調（法人分）

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

					(1)	(2)		(3)	(4)				
種 類		行 番 号			決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	課 税 標 準 額 の 内 訳						
							課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ) 以外のもの (ロ) (千円)					
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	9	0	1	0	12	6,024,681	25	6,011,010	38	2,735	51	6,008,275
	機 械 及 び 装 置	0	2	0			4,703,080		4,301,640		102,129		4,199,511
	船 舶	0	3	0					0				
	航 空 機	0	4	0					0				
	車 両 及 び 運 搬 具	0	5	0			66,551		66,551				66,551
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0	6	0			2,481,898		2,479,458				2,479,458
	小 計 (ハ)	0	7	0			13,276,210		12,858,659		104,864		12,753,795
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0	8	0			3,982,500		3,892,498				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0	9	0			42,837		32,827				
	小 計 (ニ)	1	0	0			4,025,337		3,925,325				
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1	1	0									
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1	2	0			17,301,547		16,783,984				
同内	市 町 村 分 の 額	1	3	0					16,783,984				
上訳	道 府 県 分 の 額	1	4	0									

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区 分			(1)		(2)		(3)		(4)	
			決 定 価 格		課 税 標 準		の 特 例 率		課 税 標 準 額	
			(A) (千円)		(B)		(C)		(A) × (B) (C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項 (新線構築物)		9	0	1	0	12	25	27	29
			0	2	0			1	3	
			0	3	0			2	3	
		(新線立体交差化施設)	0	4	0			1	6	
	第 2 項 (ガス事業用資産)		0	5	0			1	3	
			0	6	0			2	3	
	第 3 項 (農業協同組合等共同利用機械)		0	7	0			1	2	
	第 4 項 (外航船舶)		0	8	0			1	6	
		(準外航船舶)	0	9	0			1	4	
	第 5 項 (内航船舶)		1	0	0			1	2	
	第 6 項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))		1	1	0			1	6	
	第 7 項 (国際路線用航空機)		1	2	0			1	5	
			1	3	0			1	10	
			1	4	0			2	15	
	第 8 項 (離島路線用航空機)		1	5	0			1	3	
			1	6	0			2	3	
		(小型離島航空機)	1	7	0			1	4	
	第 9 項 (日本放送協会)		1	8	0			1	2	
	第 10 項 (日本原子力開発機構)		1	9	0			1	3	
			2	0	0			2	3	
	第 12 項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)		2	1	0			1	6	
			2	2	0			1	3	

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係につき）

都 道 府 県 名	群馬県
市 町 村 名	吉岡町

区 分			行 番 号			(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
						(A)	(千円)	(B)	(C)	(A)	×	(B) (C)	(D) (千円)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	9	2	3	0	12	25	27	29			
								1	6				
		②(青函・本四 新線構築物)	2	4	0			1	18				
			2	5	0			1	9				
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2	6	0			1	36				
			2	7	0			1	18				
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2	8	0			1	10				
	第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産)		2	9	0			2	3				
			3	0	0			5	6				
			3	1	0			1	6				
			3	2	0			1	3				
	第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)		3	3	0			1	3				
			3	4	0			2	3				
	第 16 項 (海洋研究開発機構)		3	5	0			1	3				
			3	6	0			2	3				
	第 17 項 (水資源機構)		3	7	0			1	2				
			3	8	0			3	4				
	第 18 項	①(特定地方交通線)	3	9	0			1	4				
			4	0	0			1	12				
		②(新線構築物)	4	1	0			1	6				
			4	2	0			1	24				
		③(新線立体交差化施設)	4	3	0			1	12				
			4	4	0			1	6				
		④(河川事業鉄軌道用資産)	4	5	0			5	24				
			4	6	0			1	24				
		⑤(変・送電用資産)	4	7	0			1	12				
			4	8	0			3	20				

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係につき）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
			(A) (千円)		(B)		(C)			
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 19 項（新エネルギー・産業技術総合開発機構）	9 4 9 0	12		25		27		29	
		5 0 0			1		3			
	第 20 項（科学技術振興機構）	5 1 0			1		2			
	第 22 項（新関西国際空港㈱）	5 2 0			1		2			
	第 23 項（信用協同組合等）	5 3 0			3		5			
	第 24 項（変・送電用資産(鉄道事業用)）	5 4 0			3		5			
	第 25 項（中部国際空港㈱）	5 5 0			1		2			
	第 26 項（外国貿易用コンテナ）	5 6 0			4		5			
	第 27 項（家庭的保育事業） （地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	5 7 0			1		2			
	第 28 項（居宅訪問型保育事業） （地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	5 8 0			1		2			
	第 29 項（事業所内保育事業） （地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	5 9 0			1		2			
	第 30 項（認定生活困窮者就労訓練事業）	6 0 0			1		2			
	第 31 項（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）	6 1 0			1		3			
		6 2 0			2		3			
	（国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡）	6 3 0			1		2			
	第 32 項（量子科学技術研究開発機構）	6 4 0			1		3			
		6 5 0			2		3			
	第 33 項（世界遺産）	6 6 0			1		3			
法第349条の3の4（被災代替償却資産）		6 7 0			1		2			
合 計		6 8 0	0		-		-		0	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分			行 番 号		(1) 決 定 価 格 (A) (千円)		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率 (B) (C)		(3) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第 1 項 (送電用資産・電気事業用)		9	0 1 0	12		25	1	3	29
				0 2 0				2	3	
		(変電所・電気事業用)		0 3 0				3	5	
				0 4 0				3	4	
	旧 第 2 項 (ガス事業用資産)			0 5 0				2	3	
				0 6 0				5	6	
	旧 第 13 項 (立体交差化施設)			0 7 0				-	-	
	旧 第 18 項 (熱供給事業用資産)			0 8 0				1	3	
				0 9 0				2	3	
	旧 第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)			1 0 0				1	2	
	旧 第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)			1 1 0				1	3	
	旧 第 27 項 (生物系特定産業技術研究推進機構)			1 2 0				1	6	
				1 3 0				1	3	
	旧 第 24 項 (特定鉄道路線構築物)			1 4 0				1	2	
	旧 第 25 項 (日本電気計器検定所)			1 5 0				1	2	
				1 6 0				1	3	
				1 7 0				1	6	
	旧 第 26 項 (日本消防検定協会)			1 8 0				1	2	
				1 9 0				1	3	
				2 0 0				1	6	
	旧 第 27 項 (小型船舶検査機構)			2 1 0				1	2	
				2 2 0				1	3	
				2 3 0				1	6	
	旧 第 28 項 (軽自動車検査協会)			2 4 0				1	2	
				2 5 0				1	3	
				2 6 0				1	6	
	旧 第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)			2 7 0				1	3	
				2 8 0				1	6	

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)
			決 定 価 格	課 税 標 準 (B)	課 税 標 準 額	
			(A) (千円)	の 特 例 率 (C)	(A) × (B) (D)	(C) (千円)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第 32 項（高圧ガス保安協会）	9 2 9 0	12	25 1	27 2	29
		3 0 0		1	3	
		3 1 0		1	6	
	旧 第 32 項（自動車安全運転センター）	3 2 0		1	3	
		3 3 0		1	6	
	旧 第 33 項（郵便貯金・簡易生命保険管理機構）	3 4 0		1	2	
	旧 第 34 項（有線放送電話業務用資産）	3 5 0		2	3	
		3 6 0		1	2	
		3 7 0		1	6	
	合 計	3 8 0	0	-	-	0

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（3）
（法附則第15条関係）

都 道 府 県 名	群馬県
市 町 村 名	吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
				(B)	(C)	(A)	(B)	(D)	
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (倉庫等)	9 0 1 0	12	25 1	27 2	29			
		0 2 0		3	4				
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0 3 0		1	2				
		0 4 0		2	3				
		0 5 0		1	3				
		0 6 0		3	4				
		0 7 0	16,405	1	6	2,734			
		1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 8 0		1	3			
	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 9 0		3	4				
	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 0 0		-	-				
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 1 0		-	-				
	第 3 項 (国内路線用航空機)	1 2 0		2	5				
		1 3 0		1	4				
		1 4 0		3	8				
		1 5 0		2	3				
第 4 項 (沖縄電力㈱)	1 6 0		2	3					
第 5 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1 7 0		2	3					
第 6 項 (日本貨物鉄道㈱の新造車両)	1 8 0		2	3					
第 7 項 (低公害車燃料等供給施設)	1 9 0		1	2					
	2 0 0		3	4					
	2 1 0		5	6					

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（3）
（法附則第15条関係つづき）

都 道 府 県 名	群馬県
市 町 村 名	吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)	
			(A) (千円)		(B)		(C)		(D)	
法 附 則 第 十 五 条	第 8 項 (国際船舶)	9	2	2	0	12	25	1	18	
	(うち特定船舶適用分)	2	3	0				1	36	
	第 9 項 ①(特定鉄道事業譲受資産)	2	4	0				1	2	
	②(新線構築物)	2	5	0				1	6	
		2	6	0				1	3	
	③(立体交差化施設)	2	7	0				1	12	
		2	8	0				1	6	
	④(河川事業鉄軌道用資産)	2	9	0				1	3	
		3	0	0				5	12	
		3	1	0				1	12	
		3	2	0				1	6	
	⑤(変・送電用資産)	3	3	0				3	10	
	第 10 項 (鉄道車両安全向上設備)	3	4	0				1	3	
	第 11 項 (低床車両)	3	5	0				1	3	
	第 12 項 (新造改良車両(鉄道事業))	3	6	0				2	3	
		3	7	0				3	5	
		3	8	0				3	4	
	第 13 項 (PFI公共施設)	3	9	0				1	2	
	第 14 項 (都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	0	0				-	-	
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	1	0				-	-	
	第 15 項 (都市鉄道施設)	4	2	0				2	3	
	第 16 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4	3	0				1	2	
		4	4	0				3	5	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（3）
（法附則第15条関係つづき）

都 道 府 県 名	群馬県
市 町 村 名	吉岡町

区 分			行 番 号			決 定 価 格		(1)		(2)		(3)		(4)	
								課 税 標 準 の 特 例	率	(B) (C)	(A) × (B) (D) (C) (千円)				
						(A) (千円)	(B)					(C)			
法 附 則 第 十 五 条	第 17 項 (鉄道事業再構築事業)	9	4	5	0	12	25	27	29						
		4	5	0		1	4								
	第 18 項 (バイオ燃料製造設備)	4	6	0		1	2								
		4	7	0		2	3								
		4	8	0		3	4								
	第 20 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4	9	0		1	2								
		5	0	0		2	3								
	第 21 項 (津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	1	0		-	-								
	第 23 項 (津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5	2	0		-	-								
		(津波避難施設等) (協定避難施設(わがまち特例)適用分)	5	3	0		-	-							
	第 24 項 (移動等円滑化のための設備)	5	4	0		2	3								
	第 25 項 (太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	(太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	5	0		2	3							
		(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	6	0		3	4							
		(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	7	0		3	4							
		(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	8	0		2	3							
		(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	9	0		1	2							
	第 25 項 (水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	0	0		3	4							
		(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	1	0		2	3							
		(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	2	0		1	2							
		(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	3	0		1	2							
		(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	4	0		2	3							
	第 25 項 (第2号に規定する一定のバイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	(第2号に規定する一定のバイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	5	0		-	-							
		第 26 項 (鉄道耐震補強設備)	6	6	0		2	3							
	第 27 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6	7	0		2	3								
第 28 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	8	0		2	3									

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率（2）（3）」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は

「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（3）
（法附則第15条関係つづき）

都 道 府 県 名	群馬県
市 町 村 名	吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 × (A) × (B) (D) (C) (千円)	
			(A) (千円)		(B)		(C)			
法 附 則 第 十 五 条	第 29 項（協定特定港湾施設）	9 6 9 0	12		25		27		29	
		7 0 0			5		6			
		7 1 0			2		3			
	第 30 項（無電柱化）	7 2 0			1		2			
		7 3 0			3		4			
	第 33 項（地域福利増進事業）	7 4 0			2		3			
		7 5 0			3		4			
	第 34 項（農業協同組合等共同利用機械）	7 6 0			1		2			
	第 35 項（認定就農者）	7 7 0			2		3			
	（滞在快適性等向上施設）									
	第 37 項（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	7 8 0			-		-			
	第 38 項（ローカル5G）	7 9 0			1		2			
	第 39 項（シェアサイクルポート）	8 0 0			3		4			
	（雨水貯留浸透施設）									
	第 40 項（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	8 1 0			-		-			
	第 42 項（カーボンニュートラルポート）	8 2 0			2		3			
	第43項	（先端設備等） R5. 4. 1～R7. 3. 31取得	8 3 0	69,680	1	2	34,841			
		「830行」のうち、R5. 4. 1～R6. 1. 1取得	8 4 0	17,569	1	2	8,785			
		「830行」のうち、R6. 1. 2～R7. 1. 1取得	8 5 0	52,111	1	2	26,056			
		（賃上げ目標設定事業者） R5. 4. 1～R7. 3. 31取得	8 6 0	201,868	1	3	67,289			
		「860行」のうち、R5. 4. 1～R6. 1. 1取得	8 7 0	2,554	1	3	851			
		「860行」のうち、R6. 1. 2～R7. 1. 1取得	8 8 0	199,314	1	3	66,438			
		（賃上げ目標設定事業者） R7. 4. 1～R9. 3. 31取得	8 9 0		1	2				
		（賃上げ目標設定事業者） R7. 4. 1～R9. 3. 31取得	9 0 0		1	4				
		第 44 項（道路運送高度化事業）	9 1 0		1	3				
		第 45 項（鉄道豪雨対策）	9 2 0		3	4				
		（JR本州3社）	9 3 0		2	3				
	合 計		9 4 0	287,953	-	-	104,864			

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率（2）（3）」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号	
1	0	3	4	5	7	8
1	0	3	4	5	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係）

都 道 府 県 名	群馬県
市 町 村 名	吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C)	
			(A) (千円)		(B)		(C)		(D) (C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	旧 第 1 項（倉庫等）	9	12		25		27		29	
		0 1 0			2		3			
	旧 第 3 項（公害防止設備）	0 2 0			3		5			
		0 3 0			1		3			
		0 4 0			2		3			
	旧 第 5 項（公共危害防止構築物）	0 5 0			3		4			
		0 6 0			1		2			
		0 7 0			3		5			
	旧 第 6 項（公害防止優良更新施設）	0 8 0			1		2			
		0 9 0			1		3			
		1 0 0			1		2			
	旧 第 7 項（産業廃棄物焼却施設等）	1 1 0			2		3			
		1 2 0			2		3			
		1 3 0			5		6			
	旧 第 7 項（日本貨物鉄道㈱の新造車両）	1 4 0			3		5			
		1 5 0			2		3			
	旧 第 8 項（雨水貯留浸透施設）	1 6 0			1		2			
		(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 7 0		-		-			
	旧 第 14 項（旧国際電信電話㈱）	1 8 0			3		5			
		1 9 0			1		2			
	旧 第 14 項（新造車両(流通業務)）	2 0 0			2		3			
		2 1 0			3		5			
	旧 第 15 項（地方卸売市場）	2 2 0			4		5			
		2 3 0			3		4			
	旧 第 17 項	①(立体交差化施設)	2 4 0		1		6			
		②(旧交納付金法附則第19項)	2 5 0		-		-			
		③(旧交納付金法附則第20項)	2 6 0		-		-			
	旧 第 19 項（指定法人等の大規模外貿埠頭）	2 7 0			1		2			
	旧 第 20 項（水力発電施設の魚道）	2 8 0			2		3			
	旧 第 20 項（スーパー中枢港湾）	2 9 0			1		2			
	旧 第 21 項（国立大学校舎）	3 0 0			1		2			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係つづき）

都 道 府 県 名	群馬県
市 町 村 名	吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
			(A) (千円)		(B)		(C)			
法 附 則 第 十 五 条	旧 第 29 項（旧交納付金法附則第17項）	3 1 0			-		-			
	旧 第 32 項（特定事業所内保育施設） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	3 2 0			-		-			
	旧 第 33 項（帰還環境整備推進法人）	3 3 0			1		3			
	旧 第 36 項（公共荷さばき施設）	3 4 0			1		2			
	旧 第 36 項（対象特定電気通信設備）	3 5 0			3		4			
	旧 第 37 項（一般廃棄物処理施設）	3 6 0			1		2			
		3 7 0			1		4			
	旧 第 37 項（立地誘導促進施設）	3 8 0			2		3			
合 計		3 9 0	0		-		-		0	

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（5）
（法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
			(A) (千円)		(B)		(C)		(A) × (B) (C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	0 1 0	12	25	1	27	3	29
		①(J R 北海道・四国に係る特例)		0 2 0			1		2	
	第 二 項	J R 北海道・四国に係る特例と法第三百四十九条の三各項との連乗		0 3 0			1		6	
				0 4 0			1		3	
				0 5 0			1		12	
				0 6 0			1		6	
				0 7 0			1		12	
				0 8 0			1		6	
				0 9 0			1		12	
				1 0 0			1		36	
				1 1 0			1		18	
				1 2 0			1		72	
				1 3 0			1		36	
				1 4 0			1		20	
				1 5 0			1		3	
				1 6 0			5		12	
				1 7 0			1		12	
				1 8 0			1		6	
				1 9 0			1		6	
				2 0 0			3		10	
				2 1 0			1		3	
				2 2 0			3		10	
				2 3 0			1		3	
				2 4 0			3		8	
				2 5 0			1		3	

地方公共団体コード						表番号		
1	1	0	3	4	5	4	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（5）
（法附則第15条の2、法附則第15条の3、旧法附則第16条の2、法附則第16条の3つづき）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号		(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条 の 三	①(旅客会社等に係る承継特例)		9 2 6 0	12		25 3	27 5	29			
	旧道承 交・継 納四特 付国例 に係と のJR 連例北 乗、海	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 7 0			—	—				
		③(J R 北海道・四国に係る特例)	2 8 0			3	10				
		④(J R 北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 9 0			—	—				
	法附則第16条の2 第11項（令和2年7月豪雨 被災代替償却資産）		3 0 0			1	2				
法附則第16条の2 旧第11項（平成28年熊本地震 被災代替償却資産）			3 1 0			1	2				
法附則第16条の2 旧第11項（阪神・淡路大震災・立体交差化施設）			3 2 0			1	3				
法附則第16条の3 旧第11項（平成30年7月豪雨 被災代替償却資産）			3 3 0			1	2				
合 計			3 4 0		0	—	—			0	

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（6）
（法附則第56条, 法附則第56条の2等）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区 分		行 番 号		(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (C)			
				(A) (千円)		(B)		(C)		(D) (千円)			
法 附 則 第 56 条		第12項（東日本大震災）		9		12		25		27		29	
				0	1	0			1		2		
		第15項（東日本大震災・居住困難区域）		0	2	0			1		2		
法 附 則 第 五 十 六 条 の 二	旧 第 3 項 （被災代替鉄道施設等）		0	3	0				2		3		
	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0	4	0				1		4		
		②(新線構築物)	0	5	0				1		6		
		③(新線立体交差化施設)	0	6	0				1		12		
		④(河川事業鉄軌道用資産)	0	7	0				5		24		
				0	8	0				1		12	
	令和3年地方税法等改正 法附則第13条第1項 (旧法附則第64条)		(新型コロナ先端設備等) R3. 4. 1～R5. 3. 31取得分	0	9	0		234, 462		0		0	
合 計		1	0	0		234, 462		-		-		0	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
1	1	0	3	4	5	4	7 7 9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（市町村計）

都 道 府 県 名

群馬県

市 町 村 名

吉岡町

区 分			(1) 行 番 号		(2) 納 税 義 務 者 数 （ 人 ）		課 税 標 準 額 （ 千 円 ）	
150 万 円 未 満 の も の			9	0 1 0	12	370	21	187,097 ³³
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の			9	0 2 0	12	6	21	9,297 ³³
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の			9	0 3 0	12	8	21	13,205 ³³
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の			9	0 4 0	12	13	21	22,879 ³³
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の			9	0 5 0	12	10	21	18,529 ³³
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の			9	0 6 0	12	9	21	17,574 ³³
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の			9	0 7 0	12	38	21	85,720 ³³
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の			9	0 8 0	12	23	21	63,084 ³³
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の			9	0 9 0	12	210	21	1,163,256 ³³
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の			9	1 0 0	12	74	21	1,048,252 ³³
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の			9	1 1 0	12	31	21	778,948 ³³
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の			9	1 2 0	12	44	21	2,177,379 ³³
1 億 円 以 上 の も の			9	1 3 0	12	29	21	12,031,335 ³³
計			9	1 4 0	12	865	21	17,616,555 ³³
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9	1 5 0	12	7	21	3,893,324 ³³
		知 事 配 分 分	9	1 6 0	12	1	21	32,827 ³³
	法 第 743 条 関 係		9	1 7 0	12		21	³³

地方公共団体コード						表番号	
1	1	0	3	4	5	4	7 8 0

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都 道 府 県 名

群馬県

市 町 村 名

吉岡町

			(1)		(2)	
区 分			行 番 号		納 税 義 務 者 数 （ 人 ）	
150 万 円 未 満 の も の			9	0 1 0	12	21 33 68 31,586
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の			9	0 2 0	12	21 33 2 3,094
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の			9	0 3 0	12	21 33 5 8,289
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の			9	0 4 0	12	21 33 1 1,765
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の			9	0 5 0	12	21 33 4 7,452
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の			9	0 6 0	12	21 33 2 3,962
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の			9	0 7 0	12	21 33 9 20,275
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の			9	0 8 0	12	21 33 7 19,577
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の			9	0 9 0	12	21 33 58 308,775
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の			9	1 0 0	12	21 33 10 144,278
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の			9	1 1 0	12	21 33 33
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の			9	1 2 0	12	21 33 3 128,007
1 億 円 以 上 の も の			9	1 3 0	12	21 33 33
計			9	1 4 0	12	21 33 169 677,060
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9	1 5 0	12	21 33 33
		知事配分	9	1 6 0	12	21 33 33
	法 第 743 条 関 係		9	1 7 0	12	21 33 33

地方公共団体コード						表番号	
1	1	0	3	4	5	4	7 8 1

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（法人分）

都 道 府 県 名

群馬県

市 町 村 名

吉岡町

区 分			(1) 行 番 号		(2) 納 税 義 務 者 数 （ 人 ）		課 税 標 準 額 （ 千 円 ）	
150 万 円 未 満 の も の			9	0 1 0	12	302	21	155,511 ³³
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の			9	0 2 0	12	4	21	6,203 ³³
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の			9	0 3 0	12	3	21	4,916 ³³
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の			9	0 4 0	12	12	21	21,114 ³³
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の			9	0 5 0	12	6	21	11,077 ³³
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の			9	0 6 0	12	7	21	13,612 ³³
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の			9	0 7 0	12	29	21	65,445 ³³
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の			9	0 8 0	12	16	21	43,507 ³³
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の			9	0 9 0	12	152	21	854,481 ³³
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の			9	1 0 0	12	64	21	903,974 ³³
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の			9	1 1 0	12	31	21	778,948 ³³
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の			9	1 2 0	12	41	21	2,049,372 ³³
1 億 円 以 上 の も の			9	1 3 0	12	29	21	12,031,335 ³³
計			9	1 4 0	12	696	21	16,939,495 ³³
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9	1 5 0	12	7	21	3,893,324 ³³
		知 事 配 分 分	9	1 6 0	12	1	21	32,827 ³³
	法 第 743 条 関 係		9	1 7 0	12		21	³³